○　土地改良施設突発事故復旧事業（補助）事業計画書等作成要領（平成30年３月30日付け29農振第2309号農林水産農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）事業計画書等作成要領	土地改良施設突発事故復旧事業（補助）事業計画書等作成要領
第１　適用 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）に関する事業計画書等の作成については、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要綱（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2308 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2309 号農林水産省農村振興局長通知）その他の関係法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。	第１　適用 土地改良施設突発事故復旧事業（補助）に関する事業計画書等の作成については、土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2308 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2309 号農林水産省農村振興局長通知）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
第３　各費目の積算基準 １　事業計画に関する書類に計上すべき各費目の内容及び積算は、要綱第 10 に定めるもののほか、次に定めるところによる。 （１）　（略） （２）本工事費（請負施行の場合） ア　直接工事費 直接工事費は、工事の目的物を施工するにあたり、直接必要とされる費目で、次により構成するものとする。 （ア）労務費 労務費は、工事の施行に必要な労務の費用とし、要綱第	第３　各費目の積算基準 １　事業計画書等に計上すべき各費目の内容及び積算は、要綱第 10 に定めるもののほか、次に定めるところによる。 （１）　（略） （２）本工事費（請負施行の場合） ア　直接工事費 直接工事費は、工事の目的物を施工するにあたり、直接必要とされる費目で、次により構成するものとする。 （ア）労務費 労務費は、工事の施行に必要な労務の費用とし、要綱第

７の１の（２）のウ及び２の（２）のウの規定によって同意を得た設計単価及び歩掛（以下「同意単価及び歩掛」という。）により積算する。ただし、実施に当たって、同意単価及び歩掛により難い場合には、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛により積算することができる。 （イ）～（エ）　（略） イ～キ　（略） （３）～（４）　（略）	７の２の（３）の規定によって同意を得た設計単価及び歩掛（以下「同意単価及び歩掛」という。）により積算する。ただし、実施に当たって、同意単価及び歩掛により難い場合には、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛により積算することができる。 （イ）～（エ）　（略） イ～キ　（略） （３）～（４）　（略）
第５　土地改良施設突発事故復旧・防止事業の事業費の判定 要綱第５の２の（２）に規定する土地改良施設突発事故復旧・防止事業の事業費（200 万円以上）の判定は、産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費により行うものとする。	第５　土地改良施設突発事故復旧事業の事業費の判定 要綱第５の２の（２）に規定する土地改良施設突発事故復旧事業の事業費（200 万円以上）の判定は、産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費により行うものとする。

附　則

この通知は、令和８年４月７日から施行する。